

法人決済用カード会員特約

第1条(本特約の適用)

本特約は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。)が発行するクレジットカード(以下「カード」といいます。)に係る会員規約(以下「カード会員規約」といいます。)の特約として定めるものです。本特約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、カード会員規約に準拠するものとします。

第2条(会員)

- (1)「本人会員」とは、法人、団体等(以下「法人等」といいます。)の代表者または個人事業主のうち、当社が認めた方をいいます。
- (2)「追加会員」とは、本人会員を代表者とする法人等の役員および従業員または本人会員を個人事業主とする当該個人事業の従業員のうち、本人会員が当社に対するカード利用による支払金等の支払いその他一切の責任を引き受けることを承認のうえ指定し、当社が認めた方をいいます。

第3条(会員資格の喪失)

本人会員は、次の各号のいずれかに該当した場合には速やかに当社に届け出るものとします。なお、この場合、当該本人会員または追加会員は会員資格を喪失するものとします。

- ① 本人会員が法人等の代表者または個人事業主でなくなった場合
- ② 追加会員が法人等の役員を退任し、または法人等もしくは個人事業の従業員でなくなった場合

第4条(代金決済口座)

- (1)本人会員は、当社の承諾を得て、本人会員があらかじめ届出する当社の指定する金融機関の口座を本人会員名義以外の口座(以下「支払受任者の口座」といい、当該口座の口座名義人を「支払受任者」といいます。)とすることができるものとし、当該口座からカード利用による支払金等を口座振替の方法により支払うことができるものとします。なお、本人会員が指定できる支払受任者の口座は、本人会員が代表を務める法人等の法人名義口座または本人会員が個人事業主である場合の個人名義口座(屋号付き口座を含む。)とします。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。また、カード利用による支払金等について法人等との間で紛争等が発生した場合は当事者間で解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- (2)前項本文により、支払受任者の口座を当該法人名義の口座とする場合、本人会員は、当該法人等において会社法等法令において要求される手続きによる承認を得て申込むものとします。

第5条(支払受任者との関係)

- (1)カード利用による支払金等の支払いに関して生じる本人会員と支払受任者間の資金授受については、当社は一切関与せず、本人会員の責任において行われるものとします。
- (2)当社は、支払受任者の口座からの口座振替により支払われたカード利用による支払金等について、取消その他の事由により返金する事情が生じた場合、当該支払受任者の口座に返金をするものとします。

第6条(会員への請求)

- (1)支払受任者の口座の残高不足等の事由により、本人会員がカード利用による支払金等の支払いを遅滞等した場合、事由の如何を問わず、カード会員規約の定めに従い、当社は本人会員に対して請求できるものとし、本人会員は当該請求を拒否できないものとします。
- (2)前項において、当社が必要と認める場合には、本人会員は、カード利用による支払金等を当社の指定する口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払い等、当社が指定した支払方法により支払うものとします。

第7条(本特約の優先)

本特約とカード会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項についてはカード会員規約の定めによるものとします。